【学校感染症】

出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	（※）	**治癒するまで**
第2種	**インフルエンザ**	**発症後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児3日)が経過するまで**
	百日咳	**特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで**
	麻しん(はしか)	**解熱した後3日を経過するまで**
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	**耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで**
	風しん	**発疹が消失するまで**
	水痘(みずぼうそう)	**すべての発疹が痂皮化するまで**
	咽頭結膜熱	**主要症状が消失した後2日を経過するまで**
	結核	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	髄膜炎菌性髄膜炎	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	新型コロナウイルス（COVID-19 ）	**発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで**
第3種	**コレラ**	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	細菌性赤痢	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	腸管出血性大腸菌感染症	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	腸チフス	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	パラチフス	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	流行性角結膜炎	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	急性出血性結膜炎	**症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで**
	溶連菌感染症	**適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能**
	ウイルス性肝炎	**A型・E型：肝機能正常化後登校可能**
		B型・C型：出席停止不要
	手足口病	**発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可**
	伝染性紅斑	**発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能**
	ヘルパンギーナ	**発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可**
	マイコプラズマ感染症感染性胃腸炎	**急性期は出席停止、全身状態が改善されれば登校可能**
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	**下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能**
	アタマジラミ	**出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)**
	伝染性軟属腫(水いぼ)	**出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)**
	伝染性膿痂疹(とびひ)	**出席可能(プール、入浴は避ける)**

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア
重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群（MARS）、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)